

第6次泉大津市一般廃棄物処理基本計画(案)に対するパブリックコメントの結果について(報告)

- 1 募集期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月16日(金)
- 2 提出方法 郵送、ファクス、電子メールまたは環境課への持参(また、市内公共施設等に意見書募集箱を設置)
- 3 提出人数 1人
- 4 提出意見 1件
- 5 意見概要及び市の考え方

No	意見・提言の概要	市の考え方
1	<p>【災害発生時のし尿等処理のルール化について】</p> <p>・災害により上下水道が被災した場合、携帯トイレ等の備蓄品により凝固消臭処理した廃棄物(災害発生時のし尿等)は、通常のし尿処理ができず、「災害ごみ(燃やせるごみ)」として収集され、パッカー車は使用できないと思われます。第6次計画の中では「災害ごみの処理についての適正かつ円滑な処理に向けて検討を進める必要がある。(概要版第2章第2節)」とされており、市民生活の早期平常化や都市機能の回復のためにも、災害時の対応について、平時から地域防災計画等と庁内調整して具体的な排出・収集方法をルール化し、市民に見える化することが必要と考えます。以上から、例えば、「携帯トイレ・簡易トイレで処理したし尿</p>	<p>・携帯トイレ・簡易トイレ等で凝固消臭処理したし尿等については、平時は「可燃ごみ」として、市がパッカー車で収集しています。この取扱いは、災害時も基本的に同様とし、分別区分を変更する予定は現時点ではありません。</p> <p>一方で、災害時には、携帯トイレ等で処理したし尿等を含め、さまざまな災害ごみが平時より多く発生する可能性があります。また、衛生面を確保するため、集積方法や収集方法等に配慮が必要になります。</p> <p>このため、平時から、袋の使い方や出し方など共通のルールを整理するとともに、市ホームページや広報紙、出前講座等を通じて、備えや分別・排出の心がけについて分かりやすくお知らせしてまいります。</p>

<p>等については、一般ごみと分別し、災害ごみ（燃やせるごみ）として排出する」等の排出ルールを規定し、普及啓発することを提案します。</p> <p>なお、第5次計画の成果である「泉大津市災害廃棄物処理計画」「災害廃棄物収集運搬計画〈運用編〉」「災害廃棄物処理ハンドブック」がインターネットで確認できませんでした。泉大津市のホームページに掲載するほか、大阪府（災害廃棄物に関する情報について）のページや国立環境研究所（災害廃棄物情報プラットフォーム）のページにリンクを貼るなど、広く周知することをあわせて提案します。</p>	<p>災害発生時には、被災状況や収集体制に応じて、出し方や集積場所などの具体的な対応を関係部局と連携して定め、複数の広報媒体を活用して速やかに周知することで、市民の皆様が迷わないよう取り組んでまいります。</p> <p>また、ご指摘の「泉大津市災害廃棄物処理計画」「災害廃棄物収集運搬計画〈運用編〉」「災害廃棄物処理ハンドブック」については、市ホームページにおいて、災害廃棄物に関する関連情報を集約したページを作成し、公開いたしました。今後も、より分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
---	--